

令和4年度用 (令和3年9月1日発行)

入所案内

保育所・保育園・認定こども園・小規模保育事業所



岸和田市

子ども家庭応援部 子育て施設課 保育・幼稚園担当 (市役所本館新館地下1階)

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

TEL (072) 423-9483 (直通)

FAX (072) 423-0089

HP <http://www.city.kishiwada.osaka.jp/>

書類配布場所一覧

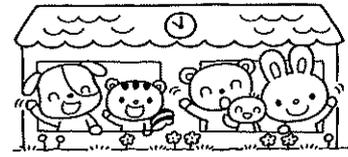
書類の種類		子育て施設課	認可保育施設 (フルリブ 含む)	市民センター・ サービスセンター 支 所 (下記一覧参照)	岸和田市 ホムパース
保育施設利用申込書 入所案内		○	○	○	入所案内のみ○ (申込書配布なし)
* 申 込 書 に 添 付	施設型給付費・地域型保育給付費 支給認定申請書	○	○	△*①	○
	在職(就労)証明書	○	○	△*①	○
	自営業申立書	○	○	△*①	○
	保育施設利用証明書	○	○	△*①	○
	求職活動・介護申立書	○	○	△*①	○
減免申請書(P6)		○	○	—	○
通園(入所)証明書		○	○	—	○
市内各認可保育施設のパソコン		○	—	—	○
岸和田市内の認可外保育施設一覧		○	—	—	○

*① 利用申込書に各種証明書を添付していますが、市民センター等では証明書のみの配布は行っておりません。

市民センター・サービスセンター・支所一覧

施設名	住所(連絡先)
東岸和田市民センター (東岸和田サービスセンター)	土生町4丁目3番1号<JR東岸和田駅山側リハープ内> TEL 428-6711
山直市民センター (山直サービスセンター)	三田町715番地の1<南海バス山直市民センター前バス停すぐ> TEL 441-1451
春木市民センター (春木サービスセンター)	春木若松町21番1号<ラパーク岸和田東南角> TEL 436-4500
八木市民センター (八木サービスセンター)	池尻町339番地の2 TEL 443-6848
桜台市民センター (桜台サービスセンター)	下松町4丁目17番1号 TEL 428-9229
山 滝 支 所	内畑町1033<いずみの農協山滝支店横> TEL 479-0001

保育所・認定こども園について



保育所（園）とは

保育所（園）は、保護者が共働きであるなど、家庭で保育することができない子どもを、保護者に代わって保育する施設です。

認定こども園とは

幼稚園と保育所（園）の機能や特長をあわせ持ち、その両方の役割を果たすことができる施設です。小学校就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供します。また、地域の子育て支援も行います。

認定区分について

保育所（園）、認定こども園（保育部門）等の利用を希望する保護者は、利用のために必要な認定を受けていただく必要があります。利用のために必要な認定は下記の種類があります。

認定区分	対象年齢など	
2号認定 （保育認定）	満3歳以上 （3歳誕生日の前日から）	「保育を必要とする事由」に該当し、 保育を希望される場合
3号認定 （保育認定）	満3歳未満 （3歳誕生日の前々日まで）	「保育を必要とする事由」に該当し、 保育を希望される場合

※認定こども園（教育部門）に入園希望される場合は、直接各認定こども園へ申込をしていただく必要があります。

保育施設利用申込に際して

（P6 保育施設利用申込に際しての注意事項についても必ずご確認ください。）

- ① **保育施設利用申込書**（申込をする子ども1人につき1部必要）
 ※提出書類はすべて黒色ボールペンでご記入ください。
 ※利用申込書の中に乳幼児発達アンケートが含まれていますので必ずご記入ください。
 ※申込されるお子様の疾患の状況により診断書の提出が必須になる場合があります。

② 保護者が保育を必要とすることを証明する書類

この証明書が利用調整の基準となります。（P12 参照）

保育を必要とする事由	保育を必要とする証明書（注）該当するものが複数あればそれぞれ必要です。
外勤の場合	在職（就労）証明書（雇用主の証明） ※ [1]
内勤の場合	在職（就労）証明書（取引先・納品先・斡旋先の証明）
自営業の場合	自営業申立書 ※ [2]
出産の場合	母子手帳（分娩予定日がわかっている場合その記載があるページ）の写し
病気である場合	『家庭外での保育が必要である』ことが明記された医師の診断書
障害がある場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
同居する病人や障害者の介護の場合	介護申立書（介護や通院の状況をご記入ください。） ※ [3]
就学の場合	在学証明書（学生証の写し）
求職活動中	求職活動申立書 ※ [4]
その他	子育て施設課へお問い合わせください。

※ [1] 保育者が市内認可保育施設において保育士等として、勤務しているまたは勤務することが決定している場合は、保育士資格証・幼稚園教諭免許状等の資格がわかるものをご提出いただければ、利用調整時に点数を加点することができます。(P12、13 参照)

※ [2] 3親等以内の親族が経営する事業所または法人で就労している場合は自営協力者となります。
ただし、P13の【添付書類】を添付されている場合は、自営中心者として利用調整をします。

※ [3] 申立書以外に次のいずれかの書類も合わせてご提出ください。
1.身体障害者手帳 2.療育手帳 3.精神障害者保健福祉手帳 4.介護保険証 5.診断書
6.入院計画書等 7.病状内容確認書等 8.障害福祉サービス受給者証 9.その他

※ [4] 入所決定後、再度、求職活動申立書の提出が必要となります。(ハローワークの証明印が必要となります。)

③ 施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書

平成28年1月1日より、マイナンバー制度の導入に伴い、支給認定を受ける際にマイナンバーのご記入が必要になりました。また、申込書の提出時には必ず個人番号カードもお持ちください。(個人番号カードをお持ちでない方は、通知カードと免許証等をお持ちください。)

④ 保育施設利用証明書

申込をしている子どもが認可外保育施設、民間教育・保育施設の一時預かり、事業所内託児所、市外の認可保育所等に在籍している場合、利用調整時に点数が加点(P12参照)されることがありますので、証明書をご提出ください。(桜台保育所の一時預かり、やまだい保育園の一時保育室は除く。)

⑤ 育児休業からの復職に関する意思確認にかかる誓約書

保育施設利用申込書の「育児休業からの復職に関する意思確認」の欄に記入された場合は、誓約書を記入の上、ご提出ください。記入していただく誓約書は、選択肢⑦・⑧それぞれで用紙が異なります。ご注意ください。

※ ひとり親家庭及びそれに準ずる家庭

ひとり親家庭の場合は、戸籍謄本(離婚したことがわかるもの)をご提出ください。(ただし、岸和田市で児童扶養手当を受給またはひとり親医療証の発行を受けていることが確認できる場合は上記書類の提出は不要です。)ひとり親家庭に準ずる場合(保護者が拘禁中、離婚調停中、行方不明の場合等)は、拘禁証明、調停期日通知書、警察への捜索願等をご提出ください。

※ 地方税法により障害者控除の対象となる者がいる家庭

身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳の写しをご提出ください。

※ 他市町村の保育施設を希望する場合

希望先の市町村と岸和田市の両市町村の締切日に間に合うよう申込が必要となります。詳しくは子育て施設課へお問い合わせください。

※ 岸和田市へ転入前に申込する場合

保育の開始を希望する日までに岸和田市への転入予定であることが前提です。賃貸借契約書や住宅売買契約書をお持ちください。こちらでコピーをします。

* 有効期限が切れている書類は受付ができません。各種書類の有効期限にご注意ください。

申込書受付

●受付場所

申込書は原則子育て施設課にご提出ください。※年度途中の申込は随時受付しています。

●締切日

- 令和4年4月1日入所の1次利用調整の締切は 令和3年11月30日(火) 17時30分です。
※夜間及び休日受付をします。

夜間：令和3年11月22日(月)・11月24日(水)～26日(金)：17時30分～20時00分

休日：令和3年11月23日(火・祝)・11月27日(土)：9時00分～17時00分

- 令和4年4月1日入所の2次利用調整の締切は 令和4年2月22日(火) 17時30分です。

※発達支援のための保育を希望される場合の申込締切日は令和3年11月19日(金)です。

(発達支援のための保育を実施しており、新規入所申込が可能な園については、P8をご参照ください。)

一度お申込みされると年度内であれば申込を取下げない限り、原則として毎回の利用調整対象となります。一度入所が保留になったとしても、申込書を再提出いただく必要はありません。ただし、就労や家庭の状況等申込内容に変更がある場合は、各締切日時点での状況で利用調整させていただくため、すみやかに子育て施設課までご連絡ならびに必要な書類をご提出ください。(申込は年度毎でしていただく必要があります。)

令和4年度途中入所申込締切日一覧

※予定ですので、予告なしに変更になる可能性があります。

※途中入所は4月以降、毎月1日・16日入所があります。(1月は1日入所のみとなります。)

- 年度途中入所の締切は、概ね入所希望日の10～14日前(下記参照)
- 保育施設の空き状況は、各申込締切日の午後に子育て施設課までお問い合わせください。

令和4年度			
入所日	締切日	入所日	締切日
		4月16日	4月1日(金)
5月1日	4月15日(金)	5月16日	4月27日(水)
6月1日	5月18日(水)	6月16日	6月3日(金)
7月1日	6月17日(金)	7月16日	7月1日(金)
8月1日	7月15日(金)	8月16日	8月3日(水)



☆1月16日、2月、3月は途中入所日の設定がありませんのでご注意ください。

☆締切日の17時30分を過ぎると申込受付・内容変更はできません。

☆各入所日の受入枠の確定は入所申込締切日の午後以降になります。

☆希望施設の変更は電話でも受付しています。

入所決定

家庭・児童の状況等を審査基準に基づく点数表に当てはめて利用調整します。

詳細については、P12を参照ください。

結果連絡

- 年度途中の入所については、内定した方にも入所日の約1週間前に **電話** 連絡をします。
- 保留となった方には入所日の約5日前に、通知文を発送します。

保育時間 (P8認可保育事業所一覧表「開所時間」参照)

標準時間・・・原則的な保育時間を8時間としたうえで、1日11時間までの保育に対応しています。

『標準時間』の基本保育時間は7時00分から18時00分までです。

(一部の保育施設は7時30分から18時30分までです。)

短時間・・・原則的な保育時間である1日8時間までの保育に対応しています。

『短時間』の基本保育時間は8時30分から16時30分までです。

(チューリップ保育園は9時00分から17時00分までです。)

基本保育時間以外の保育は延長保育となります。

公立保育所の延長保育にかかる利用料は、「岸和田市保育料表」(P7参照)をご覧ください。

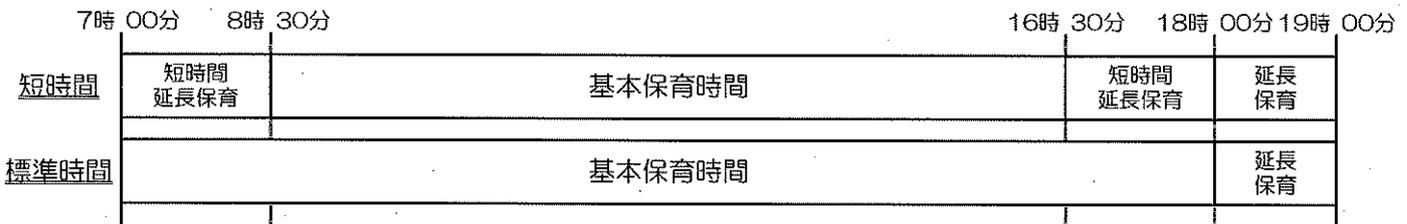
民間教育・保育施設は、施設によって開園時間、延長保育料が異なるため、各民間教育・保育施設までお問い合わせください。

※ 発達支援のための子どもの保育時間は9時00分から16時00分(土曜日は12時00分まで)を原則とします。

※ 保育事由が「疾病・障害」、「求職活動」、「育児休業」の場合は短時間の基本時間での利用となります。

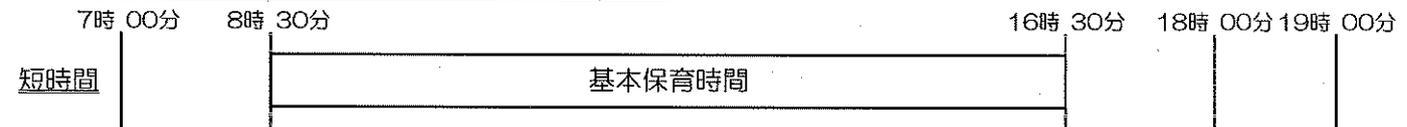
保育時間と延長保育について

短時間・標準時間別の基本保育時間と延長保育になる時間(7時00分から19時00分の間で保育を実施する保育施設の場合)

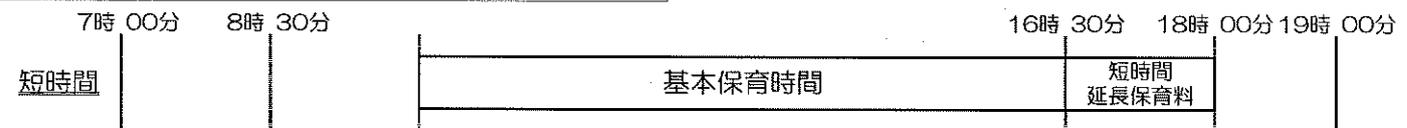


【具体例を用いた延長保育の考え方】

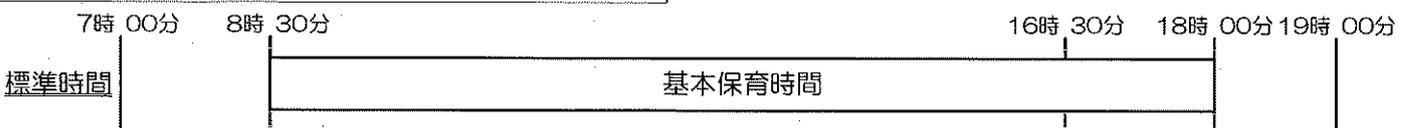
A: 8時30分から16時30分の短時間での利用の場合



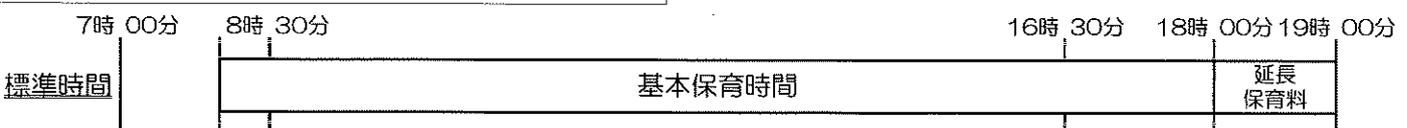
B: 10時00分から18時00分の短時間での利用の場合



C: 8時30分から18時00分の標準時間での利用の場合



D: 8時00分から19時00分の標準時間での利用の場合



保 育 料 (P7「岸和田市保育料表」参照)

保育料は公立保育所・民間保育園・認定こども園・小規模保育事業所いずれの教育・保育施設でも同じ算定額になります。

保育施設を利用する子どもと同じ住所の世帯員(主に父及び母)に係る市民税額をもとに算定します。ただし、市民税額の確定後の算定となるため、月によって参照する年度が異なります。

※令和4年4月から令和4年8月までの保育料・・・令和3年度の市民税額により算定

※令和4年9月から令和5年3月までの保育料・・・令和4年度の市民税額により算定

岸和田市で台帳やマイナンバーにより賦課情報の確認ができる場合は、書類の提出は不要ですが、確認できない場合は、市・府民税(所得・課税)証明書の提出が必要となります。

年度内に税額変更があり、保育料が変更となる場合は年度内の開始月(4月または9月時点)まで遡り変更します(公立保育所の延長保育料も同様)。税額変更をされた方は早急に子育て施設課へご連絡ください。

- * 無収入の場合でも、税務担当課で住民税申告が必要です。(詳しくは子育て施設課までお問い合わせください。)
- * 「寄付金税額控除」、「配当控除」、「外国税額控除」、「住宅借入額(取得)等特別控除」、「配当割額控除」、「株式等譲渡割額控除」については、保育料算定の市民税課税額より控除できません。
- * 父母両者の収入が一定以下の場合は、子どもと同居する祖父母等が、保育料の認定の対象となる場合があります。

給食費等その他費用

公立保育所に入所していて、3歳児クラス以上の児童には、保育料とは別に主食費(ご飯・パン代)として800円及び副食費(おかず・おやつ代)として4,500円を毎月請求します。

民間教育・保育施設で別途直接負担していただく費用(延長保育料、食材料費、その他経費)の詳細については民間教育・保育施設へ直接お問い合わせください。副食費について、下記の対象となる子どもは免除されます。

認定区分	世帯区分	所得割合算額	徴収免除対象者
1号 (教育認定)	すべての世帯	77,101円未満	すべての子ども
		77,101円以上	小学校3年生までのきょうだいから数えて第3子以降の子ども
2号 (保育認定)	特定世帯 (ひとり親等)	77,101円未満	すべての子ども
		77,101円以上	就学前子どものきょうだい(注)から数えて第3子以降の子ども
	特定世帯以外	57,700円未満	すべての子ども
		57,700円以上	就学前子どものきょうだい(注)から数えて第3子以降の子ども

(注) 認定こども園・幼稚園・保育所等を利用しているきょうだいに限ります。

保育料等の支払方法

【公立保育所・民間保育園】

口座振替または納付書払(保育料等の納付書はコンビニではご使用いただけません。)

保育料の振替日(納付期限)は毎月末日(12月のみ12月28日)です。

(ただし、振替日が金融機関の休業日の場合、12月・3月は前営業日に、それ以外は翌営業日に振替。)

口座振替取扱金融機関

池田泉州銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行
りそな銀行	紀陽銀行	三井住友信託銀行	大阪信用金庫
成協信用組合	近畿産業信用組合	近畿労働金庫	いずみの農業協同組合
ゆうちょ銀行	関西みらい銀行		

【認定こども園・小規模保育事業所】

利用料は直接民間教育・保育施設に納付していただきます。納付方法については、民間教育・保育施設にご確認ください。

保育料減免

下記に該当する場合は「岸和田市利用者負担額減免申請書」等をご提出いただくと保育料の減免を受けることができます。年度を越えての減免申請は受付できず、年度内の申請であっても申請時期・申請内容・保育料の階層によっては減免適用が不可となることもあります。詳しくは子育て施設課までお問い合わせください。

- ①父親、母親もしくは両親のいない世帯またはこれらに準ずる世帯
* ひとり親家庭であることが確認できない場合は戸籍等をご提出いただくことがあります。
- ②地方税法により障害者控除の対象となる者のいる世帯
* 身体障害者手帳/療育手帳/精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。
- ③減免申請の日の直近3ヶ月分の収入により推定される1年間の所得が、著しく変わる場合
* 直近3ヶ月分の所得を証明する書類等。
※産前産後休暇及び育児休業中の方は算定期間が異なるので、子育て施設課へお問い合わせください。
- ④傷病で年度内に引続き1ヶ月以上入院した者のいる世帯
* 1ヶ月以上の入院を証明する書類を添付してください。
- ⑤災害により、その居住する家屋に甚大な被害を受けた世帯
* 罹災(りさい)証明書を添付してください。(半壊または半焼以上)
- ⑥お子さまが傷病等により年度内に連続して15日以上欠席した場合
* 治療期間がわかる医師の診断書(様式は子育て施設課と市内各認可保育施設で配布)を添付してください。
※欠席の最初と最後が日・祝日の場合は欠席期間に含みません。※欠席した開所日数分を減額

*①、②の場合でも、毎年度減免申請書をご提出いただく必要があります。

保育施設利用申込に際しての注意事項※必ずお読みください

- ① 申込内容に変更が生じたとき、申込を取り下げるときは必ず子育て施設課にご連絡ください。申込内容変更をお知らせいただけない場合は、利用調整に関して不利益を被ることがあります。
- ② 申込をしている子どもの発達状況等によっては、発達検査を受けていただくことや、子どもに対する入所事由・審査基準を変更することがあります。審査基準に合致していても、保育施設定員に余裕がない場合や申込の子どもの健康・発育状況等により入所できないことがありますのであらかじめご了承ください。
- ③ 保育施設利用証明書をご提出いただいても、ご利用日数・時間によっては点数表における加点ができないことがあります。
- ④ 一度保育施設に入所すると、保護者が保育を必要とする状態が続く限り継続入所が可能です。
ただし、住民登録や実住所が岸和田市ではなくなった時、保育施設を長期間欠席した時などの場合は退所となります。
- ⑤ 保育施設入所の子どもの保護者が出産し、育児休業を取得する場合、最長で出生児が2歳を迎える年度末まで上児の保育施設継続入所が可能となります(令和3年度より変更)。手続きについては子育て施設課または保育施設にお問い合わせください。ただし、必ずしも希望日に出生児の入所が保証されるわけではありません。
- ⑥ 育児休業を取得している保護者の子どもが入所内定した場合、保育施設へ入所するまでに職場復帰していただく必要があります。育児休業から復帰する方は「復職証明書」を必ずご提出ください。ただし、ならし保育を実施している保育施設へ入所内定した際は、入所日からの復職ができない場合があります。そのため、1日からの入所が決定した場合はその月の15日まで、16日からの入所が決定した場合はその月の末日までに職場復帰をしてください。
- ⑦ 年度途中の転園を希望する場合は、入所中の保育施設をいったん退所して、新たに申込をする必要があります。ただし、岸和田市民として市外の保育施設に入所中で、市内の保育施設への転園を希望する場合、または、市内の保育施設に入所中で、市外の保育施設への転園を希望する場合、および4月からの転園を希望する場合に限り、保育施設を退所することなく転園希望を出すことができます。詳しくは子育て施設課にお問い合わせください。
- ⑧ 申込書に不備がある場合、入所審査・手続きができないことがあります。記入漏れ等がないよう十分ご注意ください。
- ⑨ 入所案内に記載の内容は、予告なく変更される場合がありますがご了承ください。

岸和田市保育施設利用者負担額表 (保 育 料 表)

本表の延長保育料は公立保育所におのみ適用されます。
民間認可保育施設は施設ごとに延長保育料が設定されています。詳細は各施設にお問合せください。

令和元年10月1日より適用

階 層 区 分		保 育 料 (円/月)				【公立】18時以降の延長保育料 (円/月)		
		0~2歳児		3~5歳児		0~2歳児	3~5歳児	
		標 準	短時間	標 準	短時間			
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	
B	非課税特定世帯	0	0	0	0	400	400	
	上記以外の非課税世帯	0	0	0	0	400	400	
C1	均等割のみの世帯	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	13,000	10,000	0	0	800	700
C2	所得割 100円以上 40,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	14,000	11,000	0	0	900	900
D1	所得割 40,000円以上 60,000円未満	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	17,000	14,000	0	0	1,500	1,500
D2	所得割 60,000円以上 77,101円未満	特定世帯	6,000	4,000	0	0	400	400
		特定世帯以外	21,000	18,000	0	0	1,500	1,500
D3	所得割 77,101円以上 80,000円未満	特定世帯	21,000	18,000	0	0	1,500	1,500
		特定世帯以外	24,000	21,000	0	0	1,900	1,900
D4	所得割 100,000円以上 120,000円未満	特定世帯	29,000	26,000	0	0	2,600	2,300
		特定世帯以外	35,000	32,000	0	0	3,000	2,400
D5	所得割 120,000円以上 140,000円未満	特定世帯	40,000	37,000	0	0	3,000	2,500
		特定世帯以外	44,000	41,000	0	0	3,000	2,600
D6	所得割 140,000円以上 160,000円未満	特定世帯	51,000	48,000	0	0	3,000	2,600
		特定世帯以外	56,000	53,000	0	0	3,000	2,600
D7	所得割 160,000円以上 200,000円未満	特定世帯	59,000	56,000	0	0	3,000	2,600
		特定世帯以外	59,000	56,000	0	0	3,000	2,600
D8	所得割 200,000円以上 240,000円未満	特定世帯	59,000	56,000	0	0	3,000	2,600
		特定世帯以外	59,000	56,000	0	0	3,000	2,600
D9	所得割 240,000円以上 320,000円未満	特定世帯	59,000	56,000	0	0	3,000	2,600
		特定世帯以外	59,000	56,000	0	0	3,000	2,600
D10	所得割 320,000円以上	特定世帯	59,000	56,000	0	0	3,000	2,600
		特定世帯以外	59,000	56,000	0	0	3,000	2,600

公立保育所の短時間延長保育料（0から5歳児まで共通）の表

階 層 区 分 (上記の保育料表の階層に対応)	短時間の延長保育料 (~30分の月額)
A階層またはB階層の特定世帯	0円/~30分
B階層（特定世帯除く）	500円/~30分
C1階層からD2階層の特定世帯	
C1階層からD10階層のいずれか	700円/~30分

※短時間延長保育料に関して（公立保育所の場合）

- ・7時00分から8時30分まで及び16時30分から18時00分までの保育に対して、左表の延長保育料が発生します。
- ・7時00分または16時30分からそれぞれ30分の保育ごとに、左表の延長保育料が発生します。
- ・短時間延長保育料は、1日の保育が8時間以内の場合に限り発生します。1日の保育が8時間を超えると標準時間となり、上表「標準」の欄の保育料が適用されます。この場合、左表の延長保育料は発生しません。

※きょうだい同時利用の場合の保育料の額は、年齢の高い児童から全額・半額・0円となります。

※きょうだいが幼稚園・認定こども園・その他法律や条例で定める施設に入所または利用する場合、きょうだい同時利用とみなし、保育料を年齢の高い児童から全額・半額・0円となります。岸和田市以外が設置する施設を利用の場合、通園（入所）証明書をご提出ください。

※きょうだいがいる世帯で、かつ市民税所得割額が57,700円未満の場合、年齢の高い児童から全額・半額・0円となります。

※きょうだいがいる世帯で、かつ非課税一般世帯の場合、年齢の高い児童から全額・0円・0円となります。

（特定世帯は、市民税所得割額が77,101円未満の場合、年齢の高い児童から全額・0円・0円となります。）

※月の途中で入所、退所または上表の18時00分以降の延長保育の利用の変更があった場合、開所日数に応じて日割計算します（10円未満切捨）。

認可保育事業所一覧表 (R4.4.1予定)

(別図番号順)

保育所(園) ☆民間事業所は対象年齢未満でも利用調整の対象となることがあります。詳細は各民間事業所にお問い合わせください。

	発達支援	事業所名	所在地	電話	利用定員	対象年齢	開所時間
公立	◇	① 浜保育所	中之浜町10番9号	422-0198	50	1歳~*1	7:00~19:00
	◇	② 千喜里保育所	上野町西15番20号	422-1344	94	57日~	
	◇	③ 大宮保育所	加守町4丁目6番38号	445-7464	94	3ヶ月~	
	◇	④ 旭保育所	土生町7丁目5番1号	427-7934	94	3ヶ月~	
	◇	⑤ 山直北保育所	岡山町177番地の2	445-0355	124	3ヶ月~	
	◇	⑥ 春木保育所	春木泉町1番5号	439-6431	110	3ヶ月~	
	◇	⑦ 城北保育所	吉井町1丁目16番24号	444-3785	124	3ヶ月~	
	◇	⑧ 城内保育所	上町33番5号	439-9981	124	57日~	
	◇	⑨ 八木北保育所	大町3丁目21番20号	443-2995	124	3ヶ月~	
	◇	⑩ 修斉保育所	真上町55番地	427-9767	120	57日~	
	◇	⑪ 桜台保育所	尾生町5丁目3番40号	444-6291	150	57日~	
民間		① 光陽保育園	下松町4丁目1番13号	427-8855	160	57日~	7:00~19:00
	◆	② 杉乃木保育園	八坂町3丁目15番12号	438-8646	195	57日~	7:00~20:00
		③ めだか保育園	土生町4175番地	422-2923	120	57日~	7:00~19:00
	◇	④ 城東保育園(民営化園)	三田町166番地	443-4451	120	3ヶ月~*4	7:00~19:00
	◇	⑤ 中央保育園(民営化園)	北町16番14号	438-1981	150	57日~	7:00~19:00

認定こども園

	発達支援	事業所名	所在地	電話	利用定員		対象年齢	開所時間
					2,3号	1号*2		
民間		① 双葉児童園	春木中町2番3号	422-2801	150	12	6ヶ月~	7:30~19:00
	◆	② 八木こども園	今木町397番地の1	445-2472	129	15	57日~	7:00~19:00
	◆	③ 認定こども園五風会	岸城町18番11号	431-3449	70	15	6ヶ月~	7:00~19:00
	◆	④ 山直南こども園	山直中町1012番地の1	445-0482	120	15	57日~	7:00~19:00
	◆	⑤ 星光こども園	荒木町1丁目28番17号	443-4819	128	12	4ヶ月~	7:00~19:00
		⑥ はちまん認定こども園	八幡町13番85号	438-4541	90	9	3ヶ月~	7:00~19:00
		⑦ この花こども園	春木旭町3番16号	444-5087	120	8	3ヶ月~	7:00~19:00
		⑧ 久米田保育園	下池田町1丁目22番10号	443-1056	90	15	3ヶ月~	7:00~19:00
	◆	⑨ やまだい保育園	今木町160番地	444-6857	100	15	57日~	7:00~19:00
		⑩ 光明保育園	尾生町560番地の1	443-6410	60	9	3ヶ月~	7:30~19:00
		光明保育園分園はな *3	尾生町1186番地の1	441-1438	20	0		
		⑪ 天神山こども園	天神山町2丁目5番1号	426-6031	100	11	3ヶ月~	7:00~19:00
		⑫ 東岸和田こども園	土生町5丁目1番34号	426-6000	120	15	6ヶ月~	7:00~19:00
		⑬ ビ・ブル久米田チャイルドスクール	池尻町693番地の2	448-6236	153	13	6ヶ月~	7:00~20:00
		⑬ ビ・ブルブラザーススクール大空(分園) *3	池尻町695番地の7	445-3300	24	0		
		⑭ ビ・ブル八木南チャイルドスクール	小松里町1119番地	441-0506	125	9		
		⑭ ビ・ブルブラザーススクール小松里(分園) *3	小松里町911番地の1	448-6617	24	0	6ヶ月~	7:00~20:00
	◇	⑮ 東光こども園(民営化園)	藤井町2丁目10番20号	429-1050	140	15	3ヶ月~	7:00~19:00
	◇	⑯ ビ・ブル大芝チャイルドスクール(民営化園)	磯上町3丁目14番12号	438-3571	155	0	6ヶ月~	7:00~19:00
◇	⑰ Dolce Bambini ドルチェ バンビーニ(民営化園)	荒木町2丁目4番36号	445-2671	100	15	6ヶ月~	7:00~19:00	
	⑱ チューリップ保育園	泉北郡忠岡町 忠岡南1丁目2番17号	(0725) 20-0331	55	0	57日~	7:00~19:00	
◆	⑲ 春木カトリック幼稚園	吉井町1丁目6番15号	443-5225	126	90	1歳~*1	7:30~19:00	

小規模保育事業所 *3

	発達支援	事業所名	所在地	電話	利用定員	対象年齢	開所時間
民間	◆	① 八木こども園乳児室	大町368番地	479-3363	10	57日~	7:00~19:00
	◆	② 星光乳児室	荒木町1丁目30番52号	441-2177	11	6ヶ月~	7:00~19:00
	◆	③ やまだい保育園乳児室	田治米町425番地の1	445-7585	11	57日~	7:00~19:00
	◆	④ 東光みやまえ乳児室	宮前町24番5号	444-0038	11	3ヶ月~	7:00~19:00

◇…発達支援のための保育を実施しており、令和3年度途中入所でも発達支援のための新規入所申込が可能なお園。

◆…発達支援のための保育を実施しており、令和4年4月1日入所より発達支援のための新規入所申込が可能なお園。

*1 浜保育所・春木カトリック幼稚園は1歳児クラスの子どもから利用の対象となります。

*2 1号認定を希望の場合は各事業所へ直接利用の申込及び支給認定申請書をご提出ください。

*3 分園・小規模保育事業については、P10、11を参照ください。入所に関するお問い合わせは、本園へお願いします。

*4 令和4年度から、対象年齢が表のとおり変更になる予定です。

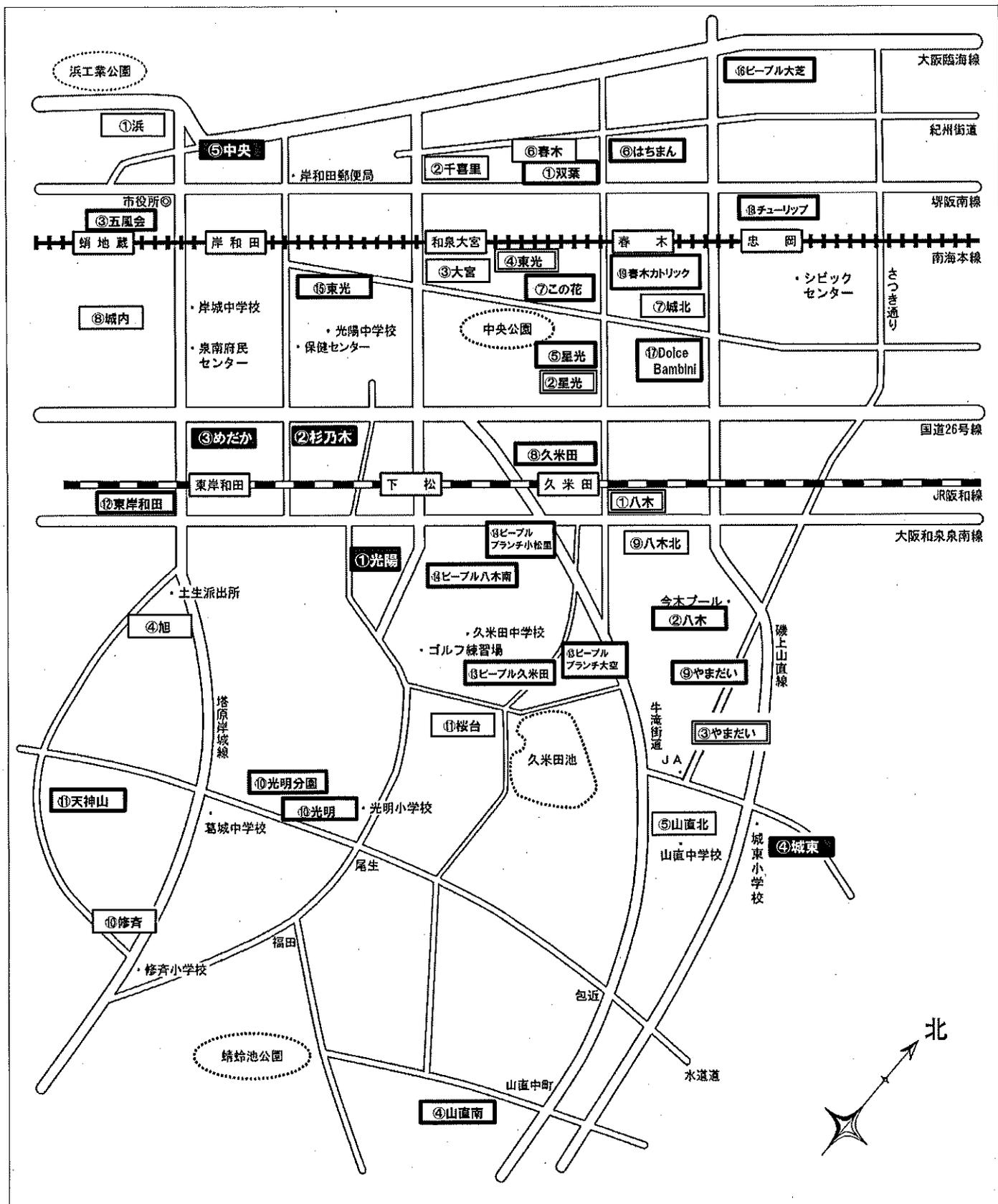
岸和田市内保育事業所点在図 (R4.4.1 予定)

公立保育所 ①～⑪

認定こども園 ①～⑱

民間保育園 ①～⑤

小規模 ①～④



認可保育事業所一覧表（P8）の補足

分園のある保育施設

光明保育園・ピープル久米田チャイルドスクール・ピープル八木南チャイルドスクールの3園には分園があります。

各保育施設において分園における保育年齢が異なるためご注意ください。

分園

本園と離れているが、中心保育施設の施設長のもとに一体的に運営される定員30人未満の保育施設をいいます。低年齢児を対象に、各年齢に応じた保育目標による家庭的な保育が実施されます。

光明保育園分園はな 所在地 尾生町 1186-1

本園にて2歳児から5歳児の保育を、分園にて0歳児から1歳児の保育を行います。

本園と分園のクラス分けは、年齢に応じて決定されます。

光明保育園分園はなをご希望する場合、保育施設利用申込書の「利用を希望する保育施設名」欄には本園の「光明保育園」とご記入ください。

本園 : 2歳児から5歳児の保育

分園 : 0歳児から1歳児の保育

ピープルランチスクール大空・ピープルランチスクール小松里

本園にて1歳児から5歳児の保育を、分園にて0歳児から2歳児の保育を行います。1歳児から2歳児の保育は本園と分園の両方での実施となります。

本園と分園のクラス分けは、入園人数や保育教諭の人数を踏まえ入園手続き後に施設長が設定しますので、申込時点では本園または分園の別が決定していないことを、あらかじめご了承ください。

ピープルランチスクール大空・ピープルランチスクール小松里をご希望する場合、保育施設利用申込書の「利用を希望する保育施設名」欄には本園の「ピープル久米田チャイルドスクール」「ピープル八木南チャイルドスクール」とご記入ください。

・ピープルランチスクール大空（ピープル久米田チャイルドスクール）

所在地 池尻町 695-7

・ピープルランチスクール小松里（ピープル八木南チャイルドスクール）

所在地 小松里町 911-1

本園 : 1歳児から5歳児の保育

分園 : 0歳児から2歳児の保育

※本園・分園のクラス分けは入園手続き後になります。（1歳児・2歳児のみ）

小規模保育事業

保育所（園）・認定こども園と同様に小規模保育も利用調整の対象となります。

希望保育施設に含まれる場合、保育施設利用申込書の「利用を希望する保育施設名」欄にご記入ください。

ご記入がない場合、小規模保育は利用調整の対象となりません。

岸和田市では「やまだい保育園」を連携施設とする「やまだい保育園乳児室」、「東光こども園」を連携施設とする「東光みやまえ乳児室」、「星光こども園」を連携施設とする「星光乳児室」、「八木こども園」を連携施設とする「八木こども園乳児室」があります。各保育施設を希望している方・希望予定の方は、各乳児室を希望に含むかどうかを踏まえてお申込みください。

小規模保育

0歳児から2歳児の少人数(定員6人から19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う、市の認可保育事業です。

連携施設

小規模保育を利用している子どもが集団保育を体験する機会の提供や小規模保育の卒園時に引き続き保育を利用するための施設を指します。

【申込例】

① 小規模保育の利用をご希望する場合

第1希望 きしわだ保育園

第2希望 きしわだ保育園乳児室

第3希望 A保育園

⇒きしわだ保育園が保留となった場合、きしわだ保育園乳児室の利用可能か否かを判断します。

② 小規模保育の利用を希望しない場合

第1希望 きしわだ保育園

第2希望 A保育園

⇒きしわだ保育園、A保育園が利用調整の対象となります。両方が保留となっても、きしわだ保育園乳児室は利用調整の対象となりません。

点 数 表

(1) 基本点数

状況区分	保育者の状況	区 分	基本点	就労1年未満	就労3月未満※1	
ア	常 勤 パ ー ト	月12日以上かつ月128時間以上の就労を常態	40	A -2	-4	
		月12日以上かつ月96時間以上の就労を常態	38	B -2	-4	
	家庭 外 労働	自営中心者 (添付あり)*	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36	C -2	-4
		自営中心 (添付なし)*	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36	D -2	-4
	自営協力*	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	30	E -2	-4	
	訪問販売	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	30	F -2	-4	
	そ の 他	月12日未満であるが月64時間以上の就労をしている	26	G -2	-4	
イ	家庭 内 労働	自営中心者 (添付あり)*	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	36	H -2	-4
		自営中心者 (添付なし)*	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	34	I -2	-4
	自営協力者*	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	28	J -2	-4	
	内 職	月12日以上かつ月64時間以上の就労を常態	26	K -2	-4	
	そ の 他	月12日未満であるが月64時間以上の就労をしている	24	L -2	-4	
ウ	就 学 (技能習得等を含む)	教育機関に在学または職業訓練を実施している	30	M		
エ	出 産	下児の出産予定日前2か月、産後2か月以内	36	N		
オ	傷 病	1か月以上の入院	40	O		
		自宅療養	30	P		
	心身障害	身体障害者手帳 1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	40	Q		
		身体障害者手帳 3級、療育手帳B1、精神障害者保健福祉手帳2級	38	R		
		身体障害者手帳 4級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳3級	30	S		
カ	介 護	1か月以上入院の同居親族の介護	38	T		
		自宅療養中または心身に障害のある同居親族の介護	30	U		
キ	特別の支援を要する家庭		45	V		
	災害の復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている (ボランティアは不可)	44	W		
	時間不足	月64時間未満の就労かつ就職活動を継続して行っている	4	X		
	就職活動中	就職活動を継続して行っている	2	Y		

(2) 付加(減)点数

申込み児童のきょうだいが既に希望保育所に入所中		4
申込み児童が保育施設に入所中 (育休中は除く)	認可外保育施設・一時保育施設	3
	認可保育施設(一時保育除く※2)	2
生活保護世帯		2
ひとり親家庭及びそれに準ずる家庭		1
育児休業法に伴う育休明け及び産休明けの職場復帰する場合		1
過去6か月間分以上の保育料を滞納している場合		-4

○ 点数の計算について

- ① 左記(1)の基本点数表に基づき、父母の基本点数を合算します。
基本点数の合算が同点となった場合、(2)の付加(減)点数を合計して比較します。
- ② 保育者が市内保育施設において保育士など(※3)として、勤務しているまたは勤務することが決定している場合、基本点に4点加点します。
- ③ ひとり親の場合は、父または母の分の基本点数を最高点にして足します。(※4)

※1 保育所入所次第就職も含む

※2 桜台保育所の一時預かり、やまだい保育園の一時保育室は除く

※3 保育士など：保育士、幼稚園教諭、保育教諭

※4 父母が離婚調停中、行方不明、拘禁中等ひとり親に準ずる家庭であることが確認できる場合は、一定の条件により、ひとり親家庭として認定する場合があります。

○ 入所決定について

保育施設の空き状況に対して、同じ保育施設を希望しているすべての児童で利用調整します。

利用調整は家庭・児童の状況等を審査基準に基づく点数表により次のとおり行います。

- ① 点数表の「基本点数」の高い順に入所決定します。
 - ② ①の点数が同点の場合は、「付加点」を加点し、「総合点」の高い順に入所決定します。
- ※ 希望する保育施設の数で、点数が変わることはありません。また、希望する保育施設の数に制限はありません。

○ 在職(就労)証明書等について

3親等以内の親族が経営する事業所(店舗)または法人で就労している場合は自営協力者となります。

ただし、自営中心者及び自営協力者であり、自営業をおこなっていることを証明する書類(下記【添付書類】)が証明書に添付されている場合は、点数表に記載のある「自営中心者(添付あり)」の扱いとなります。

【添付書類】

従事者本人が会社役員で法人登記されている	⇒ 登記簿謄本	写し可
従事者本人が健康保険(市町村国保は除く)被保険者である	⇒ 健康保険証	
従事者本人が公的機関に申請をし営業許可が下りている	⇒ 営業許可証	
従事者本人が各事業者組合(協会)の会員である *商工会議所含む	⇒ 会員証または加入者証	
従事者本人が税務署に開業届を提出している	⇒ 開業届出書	

○ 育児休業からの復職に関する意思確認について

保育施設利用申込書の「育児休業からの復職に関する意思確認」の欄にて「私は育児休業の延長が可能であるため、利用調整において他の利用者を優先することに不服はありません。」を選択し、誓約書を提出された場合は他の利用希望者を優先し利用調整を行います。

発達に支援が必要な児童の点数表

発達に支援が必要な児童のための保育を適用するかどうかについては児童の発達状況やどの程度支援が必要であるか等を考慮し、子育て施設課で決定します。

発達に支援が必要な児童の入所決定については、当該児童及び児童の保育者の状況について、下記点数表の「療育得点」、「発達状況得点」、「生活得点」、その他「加配得点」の合計点にて決定いたします。なお同点となる場合は、当該児童の年齢、療育・保育の経過、発達状況及び家庭環境等により決定いたします。

なお、発達支援のための保育を実施しており、新規入所申込が可能な園については、P8をご参照ください。

基本点の種類	児童等の状況	点数
療育得点	① パピースクール、いながわ療育園又はこれらに準ずる施設に毎日通園し、療育を受けている児童	40
	② 市内の特定教育・保育施設（チューリップ保育園を含む。）のうち、発達支援のための保育を実施しない施設に入所する児童	25
	③ ②の特定教育・保育施設以外の特定教育・保育施設に入所する児童	19
	④ いながわ療育園又はこれに準ずる施設において訓練指導を受けている児童	19
	⑤ のびのび教室又はこれに準ずる事業・施設において支援を受けている児童又は支援を受けていた児童	19
	⑥ 認可外保育施設・一時保育施設を利用している児童	19
	⑦ 在宅の児童（①～⑥のいずれにも該当しない児童）	14
発達状況得点	① 中度の支援が必要な児童	20
	② 軽度の支援が必要な児童	15
生活得点	① 当該児童の保育者又は当該児童が別表の規定に該当する場合	10
	② ひとり親家庭及びそれに準ずる家庭	4

（別表）

対象者	当該児童の保育者又は当該児童の状況
当該児童の保育者が次のいずれかに該当する場合	(1) 月64時間以上の就労又は就学を常態とする者 (2) 出産予定日前2か月又は出産後2か月以内にある者 (3) 1か月以上の入院又は自宅療養のため、児童の保育に支障があると市長が認められた者 (4) 次のいずれかの手帳の交付を受けている者 身体障害者手帳で1級から4級までのいずれかの記載のあるもの 精神障害者保健福祉手帳で1級から3級までのいずれかの記載のあるもの 療育手帳でA、B1若しくはB2のいずれかの記載のあるもの又はこれに準ずるもの (5) 1か月入院又は自宅療養中の同居親族及び心身に障害のある同居親族の介護に従事するため、児童の保育に支障があると市長が認められた者 (6) 災害による施設の復旧又は被災者の援護に従事するため、児童の保育に支障があると市長が認められた者
当該児童が次のいずれかに該当する場合	(1) 父及び母のどちらもない児童 (2) 特別の支援を要する児童

※必要に応じ、上記以外に児童の年齢・発達状況・家庭状況等を考慮して利用調整します。

記入例

岸和田市長様 令和3年9月15日

※黒のボールペンでご記入ください(書き換え可能な筆記用具は不可)。

該当項目に○		令和4年度 保育施設利用申込書 (兼保育台帳)				申込受付日	
【新規】 / 継続 / 転園							
保育の開始を希望する日(新規の方)							
令和4年4月1日							
保護者(世帯主)	保護者住所	(郵便番号 596 - 0073) 岸和田市岸城町7番1号					
	他市から1年以内に転入された方、または転入予定の方は、転入(予定)日及び転入前住所をご記入ください。						
	転入(予定)日	令和 年 月 日(頃)	転入前住所	(郵便番号)			
	フリガナ	キシワダ ジョウ	電話番号(連絡先の希望があれば順番をご記入ください。)				
氏名	岸和田 城	父(携帯) ②	*** - **** - ****	母(携帯) ①	### - #### - #####	自宅 ③	072 - 4XX - XXXX
子ども	続柄	フリガナ 氏名	性別	生年月日	現在の状況(該当項目に○)	障害者手帳の有無	
	本人	キシワダ ジン 岸和田 仁	男 女	平 令	現在どなたが日中保育していますか? 母 / 父 / 祖父母 / 親族または知人 保育施設入所中 / その他()	有 無	
	父	キシワダ ジョウ 岸和田 城	男	昭 平	就労 / 病気・障害 / 同居親族介護 / 就学 育児休業中 / 勤務先決定 / 就職活動中 不在【死別 / 離婚・離婚調停中 / 離婚協議中 / 行方不明 / 未婚】	有 無	
	母	キシワダ ハナ 岸和田 華	女	昭 平	就労 / 病気・障害 / 同居親族介護 / 就学 育児休業中 / 勤務先決定 / 就職活動中 / 妊娠・出産 不在【死別 / 離婚・離婚調停中 / 離婚協議中 / 行方不明 / 未婚】	有 無	
	記入必須		出産予定: 有 無 予定日【 年 月 日】				
同居する家族(別世帯でも記入必要)	続柄	フリガナ 氏名	性別	生年月日	現在の状況(該当項目に○)	障害者手帳の有無	その他同居家族が居る場合
	兄	キシワダ タカシ 岸和田 貴	男 女	昭 平 令	保育施設申込中 保育施設入所中() 小 中 高 その他()	有 無	続柄 フリガナ 氏名
	姉	キシワダ アイ 岸和田 愛	男 女	昭 平 令	保育施設申込中 保育施設入所中(○○保育園) 小 中 高 その他()	有 無	祖父 キシワダ ハジメ 岸和田 一
	兄	キシワダ マサル 岸和田 勝	男 女	昭 平 令	保育施設申込中 保育施設入所中(○○保育園) 小 中 高 その他()	有 無	祖母 キシワダ マツリ 岸和田 祭
	姉	キシワダ マイ 岸和田 舞	男 女	昭 平 令	保育施設申込中 保育施設入所中() 小 中 高 その他()	有 無	
生活保護の受給有無(該当項目に○)		ひとり親家庭(該当項目に○)			申込区分(該当項目に○)		
有(受給者証を添付してください) / 無		婚姻暦なし(未婚) / 婚姻暦あり 戸籍謄本 / 児童扶養手当受給有 / その他()			就労等による保育 発達支援のための保育		
育児休業からの復職に関する意思確認(育児休業中の方のみ記入してください。) ○ページ参照							
<input type="checkbox"/> ② 私は希望する保育施設に入所が決定した場合、直ちに復職を希望いたします。 <input type="checkbox"/> ① 私は育児休業の延長が可能であるため、利用調整において他の利用希望者を優先することに不服はありません。							
◎利用を希望する保育施設名(新規・転園希望の方はご記入ください。)							
第1希望	○○保育園	第4希望以降(希望があれば優先順位をつけてご記入ください。)					
第2希望	▽△保育所	④◇◇保育園 ⑤☆☆保育所					
第3希望	□□認定こども園						
◎きょうだい利用条件(きょうだいも申し込みしている場合きょうだいが転園希望の場合も含む) ◎保育状況(継続・転園児童の方は必ずご記入ください。)							
※可能な条件に○を付け、複数の際は優先順位をご記入ください。 現在利用中の施設をご記入ください。							
条件・優先順位	①	同時期に同じ保育施設に入所	○ 希望順に関わらず同所希望	□認可施設在園中 (施設名)			
			第__希望まで同所希望	☑認可外保育施設			
	②	同時期に違う保育施設に入所 ※希望順の高い保育施設からの入所希望	(施設名) ※※保育園				
	③	きょうだいのうち1人でも先に入所希望 (子どもの名前: 仁) のみの入所内定は不可					
その他希望							

祖父母の状況

		祖 父	祖 母
父方祖父母	フリガナ	キシワダ ハジメ	キシワダ マツリ
	氏名	岸和田 一	岸和田 祭
	現況（該当項目に○）	外勤 / 自営業 / 無職 / 病氣 / 介護 離婚 / 不明 / 死亡	外勤 / 自営業 / 無職 / 病氣 / 介護 離婚 / 不明 / 死亡
	生年月日	昭和 30 年 6 月 15 日	昭和 33 年 7 月 16 日
	住所（該当項目に○）	子どもの世帯と同居 / 別居 (住所:)	子どもの世帯と同居 / 別居 (住所:)
電話番号	(072) 4XX - XXXX	(072) 4XX - XXXX	
母方祖父母	フリガナ	オオサカ ユタカ	オオサカ メグミ
	氏名	大阪 豊	大阪 恵
	現況（該当項目に○）	外勤 / 自営業 / 無職 / 病氣 / 介護 離婚 / 不明 / 死亡	外勤 / 自営業 / 無職 / 病氣 / 介護 離婚 / 不明 / 死亡
	生年月日	昭和 33 年 1 月 29 日	昭和 34 年 3 月 26 日
	住所（該当項目に○）	子どもの世帯と同居 / 別居 (住所: 岸和田市〇〇町)	子どもの世帯と同居 / 別居 (住所: 岸和田市〇〇町)
電話番号	(072) 4*** - ****	(072) 4*** - ****	

岸和田市長 様

同意事項

- 1 住所地及び世帯構成等の確認のために必要であるときは、住民基本台帳等により確認されること。
- 2 保育を利用する子どもの発達・健康状況について、そのことを理由に認定事由・審査基準を変更する可能性があるとき及び保育の利用の可否を審査する必要があるときは、乳幼児健康診査及び発達相談等の結果、保育施設利用の場合は保育の状況を確認されること（前住所地での定期健康診査及び発達相談等の結果を含む。）また、疾病状況について医師や診断書で確認されること。
- 3 同意事項第2項により確認された情報について利用する保育施設に情報提供されること。
- 4 生活保護費受給状況及び児童扶養手当受給状況について、利用調整及び保育料算定等のために必要であるときは、保護台帳により確認されること。
- 5 保育の利用のために必要であるときは、子どもが利用する保育施設、岸和田市子ども家庭応援部子育て施設課が子どもに関する情報を共有すること。
- 6 子どもの健康状態等を教育委員会に情報提供されること。
- 7 当申込書（別紙含む）に記載された事項及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、認定こども園などに対して提供すること。

誓約事項

- 1 子どもの保育実施期間内に「保育の利用を必要とする理由」に該当しなくなった場合は、すみやかに退所届を提出いたします。
- 2 家族の状況、在職（就労）証明書等に虚偽の事実があった場合は、退所させられても異議ありません。
- 3 保育を利用する子どもが傷病等により集団生活ができない場合は、退所させられても異議ありません。
- 4 税額、職業、家族、住所等、本申込書の内容に変更があった場合は、子育て施設課に届出いたします。また、保育料算定及び保育の必要性に伴う必要書類はすみやかに提出いたします。変更を届出しないことにより、不利益を受けても異議ありません。
- 5 無断で長期欠席した場合は、退所させられても異議ありません。
- 6 定められた納期までに連帯して保育料を納入いたします。保育料を滞納した場合は、差し押さえ等の滞納処分を受けても異議ありません。

保育施設利用申込みにあたり、以上について同意・誓約します。

保護者住所

保護者氏名

岸和田市 岸城 町 7番1号

父 岸和田 城

(マンション名)

母 岸和田 華

※この内容に同意できない部分が含まれているとお考えの場合は、子育て施設課（423-9483）までお申し出ください。

記入例

施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書

令和 3 年 9 月 15 日

岸和田市長 様

住 所 岸和田市 岸城 町7番1号

※1 マイナンバー(個人番号)を
ご記入ください。

保護者氏名 岸和田 城

自宅電話番号 072-4XX-XXXX

携帯電話番号 ***-****-**** (父・母)

申請日時点の年齢で区分を選んでください。保育施設の利用希望の方は2号または3号を選んでください。

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請の対象となる児童	フリガナ	キシワダ ジン								生年月日					
	氏名	岸和田 仁								平・令 2年12月5日					
	個人番号※1	0	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9		
保護者	対象子どもとの続柄	フリガナ	キシワダ ジョウ								生年月日				
	父	氏名	岸和田 城								昭・平 60年1月30日				
		個人番号※1	0	0	0	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
	対象子どもとの続柄	フリガナ	キシワダ ハナ								生年月日				
	母	氏名	岸和田 華								昭・平 61年9月6日				
		個人番号※1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	0	0	
希望する 認定区分 <small>(希望するものを○で 囲んでください。)</small>	1号	(入園時の子どもの年齢が3歳以上で認定こども園・幼稚園での教育を希望される方)													
	2号	(入園時の子どもの年齢が3歳以上で認定こども園・保育所での保育を希望される方)													
	3号	(入園時の子どもの年齢が3歳未満で認定こども園・保育所等での保育を希望される方)													
	1号と2号の併願希望	有・無 (幼稚園と保育施設の両方を希望される場合等)													

対象子どもとの続柄	保育の利用を必要とする理由(2号または3号の認定を希望される方のみご記入ください。)										
父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 要保護 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()										
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 要保護 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> その他()									
保育の利用を希望する時間		8時30分から 16時30分まで									

同意書

次の事項について、同意します。

1. 市が施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定に必要な課税状況について、各関係機関に調査、照会または閲覧すること。
2. 就労や疾病状況等保育の利用を必要とする要件について、雇用主その他関係機関に調査または照会すること。

※疾病・障害、求職活動の場合は、8時30分から16時30分(短時間基本時間)でご記入ください。

保護者氏名 岸和田 城
岸和田 華

岸和田
岸和田

施設等利用給付のご案内

① 認定こども園の教育部門（1号）の預かり保育（延長保育）

- ・「保育の必要性」の認定を受けた子どもの利用料を給付させていただきます。
利用開始までに申請が必要です。利用される認定こども園へ申請してください。

※認定を受けると、下記の金額を市から園へ給付させていただきますので、保護者負担が軽減されることとなります。

給付額（軽減される金額）

- ・3歳児～5歳児の子どもについて、「450円×預かり保育の利用日数」と実際に要した利用料を比較し、低い方の金額を園へ給付します。
(月額「11,300円」の範囲内に限ります。)
- ・非課税世帯に属する、満3歳の子どもについて、「450円×利用日数」と実際に要した利用料を比較し、低い方の金額を園へ給付します。
(月額「16,300円」の範囲内に限ります。)

② 認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業などの利用料

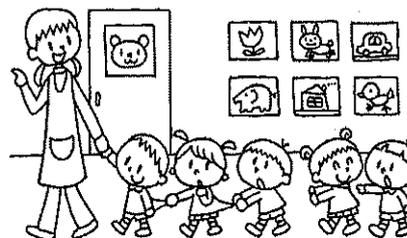
- ・「保育の必要性」の認定を受けた子どもの利用料を給付させていただきます。
利用開始までに申請が必要です。岸和田市子育て施設課へ申請してください。

給付額

- ・3歳児～5歳児の子どもについて、「37,000円」と実際に要した利用料を比較し、低い方の金額を保護者さまへ給付します。
- ・非課税世帯に属する、0歳児～2歳児の子どもについて、「42,000円」と実際に要した利用料を比較し、低い方の金額を保護者さまへ給付します。

- ・給付を受けるには、岸和田市へ請求して頂く必要があります。
認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業などの利用料は一旦、保護者さまにご負担いただき、4月～9月分を11月末迄に、10月～翌年3月分を5月末迄に、保護者さまからの請求により給付する予定です。
請求方法は認定を受けられた保護者さまへ別途ご案内します。
- ・原則、幼稚園、保育所、認定こども園に在籍する子どもの認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業などの利用料は給付されません。

子育て支援情報一覧



① 一時預かり

・ 一時預かり事業

利用できる施設	やまだい保育園 一時保育室 岸和田市田治米町 425-1 TEL445-7585	岸和田市立桜台保育所 岸和田市尾生町 5-3-40 TEL444-6291
利用できる とき、日数	①保護者の短時間就労、継続的就労、職業訓練、就学等により家庭における育児が困難なとき ⇒週3日を限度 ②保護者の出産、看護、介護、災害、傷病、冠婚葬祭等、及び出産に伴うつわりや通院、健診等 により緊急一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要なとき⇒年間10日を限度 ③保護者の育児等に伴う心理的、肉体的負担を解消する等私的な理由により一時的な保育が必要 なとき⇒週3日を限度	
対象児童	就学前児童（生後3か月から）	
利用期間 及び時間	月曜日から土曜日（日曜日、祝祭日、年末年始等は除く。） 7:00～19:00	月曜日から金曜日（土・日曜日、祝祭日、年末年始等は除く。） 9:00～17:00
利用料金	基本時間（9:00～17:00）内 4時間を超える場合 2,000円 4時間以内の場合 1,200円 ※基本時間外は別途延長保育料が必要です。	1日利用（9:00～17:00） 2,000円 料金内訳：保育料 1,750円 食材料費 250円 半日利用（午前利用9:00～12:00または午後利用12:00～17:00） 1,200円 料金内訳(午前)：保育料 1,000円 食材料費 200円 料金内訳(午後)：保育料 1,150円 食材料費 50円 ※事前に面談し、登録が必要となります。

・ 市立保育所 緊急一時預かり（住所・TELについてはP8参照）

桜台保育所以外の各市立保育所では緊急一時預かりを実施しています。（各園1日1組）

対象児童、利用期間及び時間、料金については上記桜台保育所一時預かり事業と同じです。（浜保育所のみ満1歳からになります。）園の事情により、緊急一時預かりの受け入れを取りやめている場合があります。詳しくは岸和田市子育て施設課のホームページをご覧ください。か、お電話にてお問い合わせください。

①保護者の出産、看護、介護、災害、傷病、冠婚葬祭、出産に伴うつわりや通院等、緊急一時的に家庭における育児が困難となり保育が必要なとき。

②引越し、きょうだいの学校行事、就職面接、育児疲れ等私的な理由（育児リフレッシュ）。

⇒①②ともに年度内15日利用できます。（事由ごとに15日利用可。ただし②は週3日限度。）

・ 民間保育園・認定こども園

一時預かりの実施の有無や状況等は直接各園にお問い合わせください。

民営化園（P8参照）については、市立保育所の緊急一時預かりに準じて保育を行っています。

・ 認可外保育施設

一時預かりの実施の有無や状況等は直接各園にお問い合わせください。

岸和田市内の認可外保育施設の一覧表は子育て施設課にて配布しています。岸和田市のホームページ（広域事業者指導課）でも掲載しています。

② あそび教室

年4回（春秋各2回）民間保育園・認定こども園にて実施しています。

詳細は「広報さしわだ」に掲載します。

③ 園庭開放（保育施設見学）

- ・ 市立保育所 毎週火曜日 9:30~11:00 (3/30~4/14、祝休日、年末年始を除く。)
予約不要（直接保育所にお越しください。）
- ・ 民間保育園・認定こども園
各園に直接お問い合わせください。民営化園についても、市立保育所と同様に園庭開放を行っています。

④ 赤ちゃんルーム

- ・ 市立保育所 毎週火曜日 13:30~（1時間程）(3/30~4/14、祝休日、年末年始を除く。)
予約不要（直接保育所にお越しください。）
- ・ 民間保育園・認定こども園 各園に直接お問い合わせください。

⑤ きしわだファミリー・サポート・センター（岸和田市立保健センター内）

育児援助が出来る方と、育児援助を受けたい方からなる相互援助活動を行う会員組織です。
(別所町3-12-1 TEL 437-7933)

⑥ 子育て短期支援事業

病気等の理由により一時的に子どもの面倒が見られなくなった場合に、保護者に代わって7日までの間、子どもを施設でお預かりします。

- ・ ショートステイ 対象：生後3か月～中学3年生
- ・ トワイライトステイ 対象：2歳～小学6年生

※所得に応じて負担があります

【問合せ】子ども家庭課子ども家庭相談担当（TEL 423-9625）

⑦ 病児保育

乳幼児、小学校低学年児（市内在住の生後57日から小学3年生まで）が「病気の回復期に至らないが症状の急変が認められない場合」などで、保育所などでの集団保育が困難な時に一時的に子どもを施設でお預かりします。また、保育所などに通っていない場合でも、乳幼児が病気になり、保護者が就労・通学・通院・看護・介護・入院などで家庭での保育が困難な時にはお預かりします。

- 東光みやまえ病児室 宮前町24-5 2F TEL 440-0038
- 病児保育室 ピーブル小松里 小松里町911-1 2F TEL 448-6617

・利用日時 月曜日から金曜日 7:30~19:00

（土・日曜、祝日、年末年始は除く。施設の都合により、臨時休所する場合があります。）

（病児保育室 ピーブル小松里は8:30~17:30までとなります。）

- ・定員 9人程度（日によってはお待ちいただく場合や、お断りさせていただく場合もあります。）
- ・利用料金 1人1日につき2,000円（ご利用のサービスにより追加料金が必要になる場合もあります。）

【申込・問合せ】※事前の登録と予約（利用日の前日から各施設で受付）が必要です。

事前登録は子育て施設課施設運営担当（TEL 423-9482）でも行えます。

⑧ 岸和田市立総合通園センター（にこにこすくーる）

医療型と福祉型の児童発達支援センターを併設し、肢体に不自由があったり、発達に課題がある子どもが豊かに成長、発達できるよう子どもの状態に応じた機能訓練、療育を行う施設です。

- ・医療型児童発達支援センター いながわ療育園
- ・児童発達支援センター パピースクール
- ・保育所等訪問支援事業

※総合通園センターの各サービスや費用負担等の詳しい内容については電話にてお問い合わせください。

（野田町1-5-5 TEL 423-0033）

⑨ 子育て支援センター

- 岸和田市立子育て支援センターさくらだい（桜台保育所内） TEL 445-1962
子育て全般の情報提供、相談やサークルに関する相談を行います。また、妊婦の保育所見学や子どもの年齢に応じた遊びを体験できる「あそびの広場」など様々な企画を開催します。日時等の詳細は広報きしわだをご覧ください。
 - ・電話・来所・訪問相談 月曜日から金曜日 9:00~17:30
 - ・自由来館「さくら」 毎週月・水・金曜日 13:00~16:00 ※未歩行の赤ちゃんが対象
- 岸和田地域子育て支援センター（光陽保育園内）下松町4-1-13 TEL 428-2880
園庭開放やあそび教室などの行事を通して、子育て中の方々の交流を推進しています。関係機関と連携し、大阪府認定の育児相談員が電話で発達・育児相談等を実施しています。サークル支援や親子サロン、季節の様々な催し、子育て講座も開催しますので、お気軽にお問い合わせください。
 - ・電話相談 月曜日から土曜日 10:00~15:00
 - ・センター開放 毎週水曜日 9:30~11:30
 - ・面接相談 月曜日から土曜日 10:00~15:00（要予約）

※いずれも祝休日・年末年始は除きます。

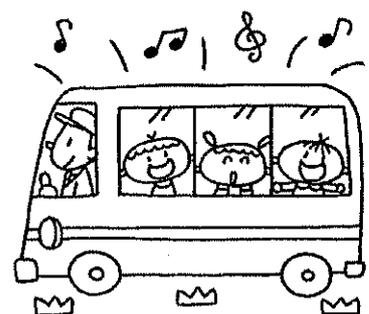
⑩ 子育てに関する岸和田市の公的相談機関

- 岸和田市立保健センター 別所町3-12-1 TEL 423-8811
就学前の子どもの予防接種、健康診断を含む子育て全般についての相談を受けています。
- 電話育児相談 乳幼児期の子育ての悩みなどについて、電話での相談を受けています。
 - ・市立保育所 各市立保育所において月曜日から金曜日（祝休日、年末年始を除く。）9:00~17:00
 - ・民間保育園・認定こども園（※小規模保育事業所での実施はありません。）
各民間保育園にて随時受付しています。
- 岸和田子ども家庭センター 宮前町7-30 TEL 445-3977
概ね25歳までの青少年に関する相談、里親相談、母子・父子家庭等及び寡婦等の生活に関する相談を受けています。
- 岸和田児童虐待ホットライン 児童虐待通報・相談専用電話 TEL 423-9477
- 岸和田市立総合通園センター 野田町1-5-5 TEL 423-0033
肢体不自由、知的や行動面において支援が必要な子どもについての相談を受けています。
- 岸和田保健所 野田町3-13-1 TEL 422-5681
心身の発達や障害、栄養相談、母子保健・医療などについての相談を受けています。

※①②③④に関しては、小規模保育事業所での実施はありません。

※①⑤⑦に関しては、無償化の対象となる場合があります。詳しくは子育て施設課へお問い合わせください。

※事業やイベントは、感染症の流行等の諸事情により、中止または延期する場合があります。最新の情報は岸和田市のホームページ等でご確認いただけます。



《保育コンシェルジュ相談窓口のご案内》

保育所(園)や認定こども園・幼稚園の
違いって何??
申込みには、どうしたらいいの?



保育コンシェルジュは、保育サービスに係る相談員です。



保育を希望する保護者からの相談に対して、ご家庭のニーズに合わせた保育所(園)や認定こども園、幼稚園等の入所(園)案内のほか、一時預かり事業や認可外保育施設、病児保育事業などの保育サービスの情報提供と、利用に向けての支援を行います。

相談日時 月曜日～金曜日 9時～15時

場所 岸和田市役所 子ども家庭応援部 子育て施設課

TEL 072-423-9483

(不在の場合がございます。お電話にてご確認ください。)

市立幼稚園および保育所の再編について

子ども・保護者にとってより良い教育・保育環境の充実を図るため、岸和田市では市立幼稚園及び保育所の再編を進めており、保育所に関連する当面の予定は以下のとおりです。

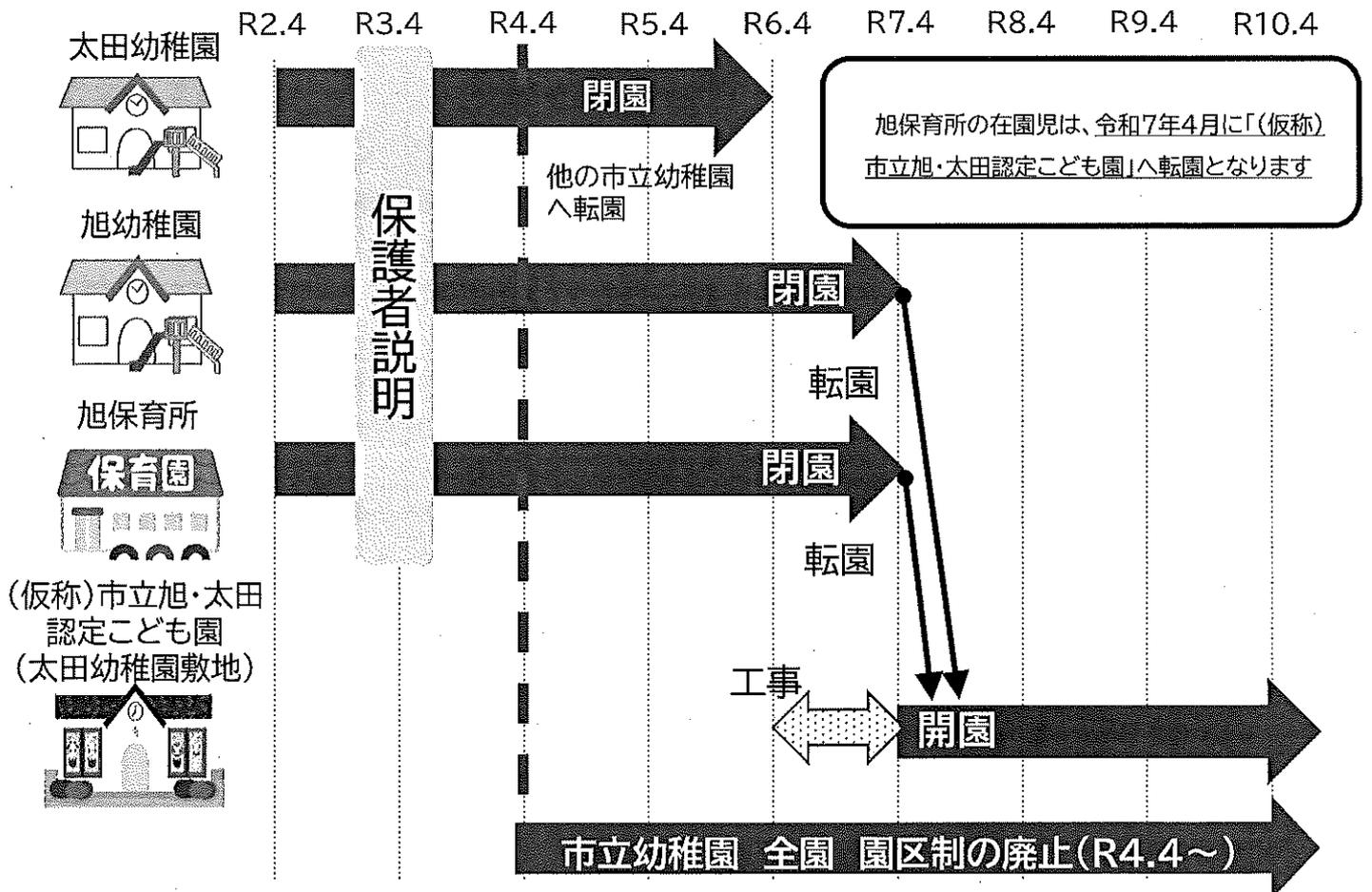
・令和7年3月 旭保育所閉園予定

令和7年3月時点で旭保育所に在園しているすべての児童については、令和7年4月より(仮称)市立旭・太田認定こども園に転園となります。

・令和7年4月 (仮称)市立旭・太田認定こども園開園予定

令和7年4月1日入所で入所が決定した場合

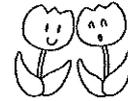
0歳児	0～2歳児 旭保育所	3～5歳児 (仮称)市立旭・太田認定こども園
1歳児	1～3歳児 旭保育所	4・5歳児 (仮称)市立旭・太田認定こども園
2歳児	2～4歳児 旭保育所	5歳児 (仮称)市立旭・太田認定こども園
3～5歳児	旭保育所にて卒園	



※詳細や今後の方針等につきましては、市ホームページに掲載しております。
 子ども家庭応援部 こども園推進課 (<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/160/>)



令和 4 年度 年齢早見表



0歳児	令和 3 年4月2日以降～
1歳児	令和 2 年4月2日～令和 3 年4月1日
2歳児	平成 31 年4月2日～令和 2 年4月1日
3歳児	平成 30 年4月2日～平成 31 年4月1日
4歳児	平成 29 年4月2日～平成 30 年4月1日
5歳児	平成 28 年4月2日～平成 29 年4月1日

個人情報の取扱いについて

本市は個人情報の保護に関する法律（平成 15 年5月 30 日法律第 57 号）及び岸和田市個人情報保護条例（平成 12 年3月 21 日条例第 10 号）に基づき、各ご家庭の個人情報を、下記目的の達成に必要な範囲で利用します。また、保護者の方の同意なく外部への情報提供はいたしません。

- ① 申込児童、保護者の方々の本人確認のため
- ② 保育施設への入所選考のため
- ③ 継続的に入所していただくための入所要件確認のため
- ④ 各種通知のため
- ⑤ 緊急時の連絡のため
- ⑥ 保育料の算定、請求及び変更のため
- ⑦ 保育サービスの改善のため
- ⑧ お問い合わせ、ご相談への対応のため
- ⑨ 入所児童の発達・健康確認及び管理のため
- ⑩ 就学時における健康確認のため
- ⑪ その他、適正かつ円滑に保育施設をご利用いただくため